

サービス種類	項目	質問	回答
行動援護	サービス実績記録票の記入方法	サービス実績記録票には、「サービス提供者印」と「利用者確認印」の欄はあるが、サービス提供責任者が初回同行した時のサービス提供責任者印は必要か。必要ならば、どこに押印すればよいか。	サービス提供責任者印までは必要ありません。ただし、サービス実績記録票にはサービス提供責任者が同行訪問した旨を記録してください。また、当該加算を算定した場合には、特記事項欄に初回加算とわかるように記載してください。
行動援護	初回加算	サービス提供責任者と従事者が同一人の場合、初回加算の請求は可能か。	初回加算は、指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画を作成した利用者に対して(行動援護においては、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定することとなっています)、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について加算するものです。従いまして、サービス提供責任者と従事者が同一人の場合であっても初回加算の請求は可能です。
同行援護	身体介護を伴うか否かの判断	身体介護を伴う場合、伴わない場合は利用者本人の希望によるがあるが、身体介護をしているのにも関わらず介護を伴わない場合と判断されるのか。	集団指導の資料に記載されておるとおり、本人の希望により身体介護を伴う場合の要件に該当する者は身体介護を伴わない場合を利用することは可能です。ただし、本人の身体状況等を勘案し、適正な提供形態であるか判断すること、サービス等利用計画に位置付けられること、事業所が提供を承認することを要件としております。従って、上記の要件を満たさない場合には身体介護を伴わない場合での算定はできません。
同行援護 行動援護	養成研修の受講について	両サービスについて、実務経験要件を満たしていても、養成研修を平成30年3月末までに受講しなければならないか。	現時点で厚生労働省が公表している通知等では、平成30年3月末までに養成研修の修了を必須としています。
日中活動系 サービス	サービス管理責任者の研修要件	既に指定を受けている事業所において、平成30年4月1日以降にサービス管理責任者を変更する場合、研修の受講を必須とするか。	平成29年3月以前に指定を受けた事業所については、現時点においても、サービス管理責任者を変更する場合は、実務経験要件及び研修修了要件を満たしていることが必須です。ただし、厚生労働省告示により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者が不在になった場合、当該事由の発生した日から起算して1年間は、実務経験要件のみ満たす者を配置することは可能です。なお、当該告示にあるこの運用が来年度以降も継続するかどうかは現時点で分かりかねます。
日中活動系 サービス	サービス管理責任者の研修要件	既に指定を受けている事業所において、サービス管理責任者として配置する予定の者は、サービス管理責任者にかかる研修を受講できるか。	当該研修は神奈川県が実施者であるため、受講の可否についてお答えしかねます。

サービス種類	項目	質問	回答
就労継続支援A型	就労継続支援A型の個別支援計画の様式	就労A型の個別支援計画については、平成29年度より新たにいくつかの項目を含めることが求められているが、その参考様式はあるか。	「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「12. 事業者指導関係」⇒「3. 調査等の依頼」⇒「2017/05/10付け」の中にごきます「別添指導(2)」を御参照ください。
就労継続支援A型	自己点検シート中の「定員超過」の記載内容について	就労A型の自己点検シートの「運営編」と「報酬編」で定員超過に関する記載が異なっているよう見受けられる。誤りではないか。	「運営編」の中の定員超過に関する記載内容が誤っておりましたので、修正致しました。また、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)につきましても同様の記載誤りがございましたので、併せて修正をし、障害福祉情報サービスかながわ内のデータを差替えました。大変失礼いたしました。ご指摘ありがとうございました。
共同生活援助	個別支援計画	計画の原案作成後に行う「会議」のメンバーには、「ご利用者本人」は含まないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
共同生活援助	スプリンクラーの設置基準	障害支援区分4以上の方の割合が丁度80%の場合、スプリンクラー設置の義務はあるか。	8割(80%)丁度の場合、スプリンクラー設備の設置義務はありません。
共同生活援助	消防訓練	<p>消防からの説明資料中に、グループホームは「特定用途防火対象物」であるとの説明があり、下段「訓練実施の手順」に「※ 特定用途防火対象物において消火訓練、避難訓練を実施する場合には、防火管理者はあらかじめその旨を消防機関に通報しなければならない」とある。</p> <p>区消防に以前確認した際、「1か所29人以下で区分4の入居者が8割未満の場合は防火管理者の選任義務は無い」という回答を得ていた。</p> <p>&lt;質問 ①&gt; 訓練実施の通報は防火管理者ではなく、GHの管理者が行うことで差支えないか。</p> <p>&lt;質問 ②&gt; 「1か所29人以下で区分4の入居者が8割未満」のGHにおける防火管理者の選任は行わないことで本当に問題ないか。</p>	<p>&lt;質問 ①&gt; 防火管理者を定める必要の無い防火対象物であれば、消防機関への通報の義務はございません。そのため、消防機関へ報告していただく必要はありませんが、いざという時のために自主的に、従業員が少ない夜間などを想定した消防訓練等を実施してください。</p> <p>&lt;質問 ②&gt; 表記どおりの防火対象物で、収容人員が30人未満であれば法令上は防火管理者を定める必要はありませんが、火災予防上、いざ火災が起きたときのための役割分担等は事業所の中で決めておくことをお勧めします。 今後、収容人員が30人以上、或いは区分4の方が8割以上になった場合、その時点で防火管理の義務が生じますのでご注意ください。</p>
障害児通所支援	児童指導員の要件	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条第8項にある「児童福祉事業」に児童発達支援は含まれるか。	当該基準にある「児童福祉事業」とは、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する事業を指しますので、障害児通所支援事業を含んでいます。

サービス種類	項目	質問	回答
計画相談	サービス利用計画	<p>① 地域生活支援事業のみ利用する方のサービス利用計画の作成は必要か。</p> <p>② 1年ごとにサービス利用計画を作成する場合と3年ごとのちがいはなにか。</p>	<p>① 地域生活支援事業のみを申請する者は計画相談支援給付費の請求は対象外となりますが、保健福祉センター等や障害者相談支援センターがサービス等利用計画は作成することとしています。</p> <p>② 計画相談支援の期間についてはサービスの決定期間とあわせています。3年の有効期間のサービス(生活介護、共同生活援助、施設入所等)のみを利用している方については3年ごとにサービス利用計画を作成、1年の有効期間のサービス(居宅介護、短期入所、同行援護、行動援護、重度訪問介護等)のみを利用している方については1年ごとに利用計画を作成します。3年と1年の有効期間を持つサービスを併用している方については1年ごとにサービス利用計画を作成します。</p>
共通	サービス提供実績記録票における、確認印等について	<p>現在、実績記録票の確認リストを基に指定様式にサービス提供実績記録票を作成し直し、確認印を頂いている。 しかし、今回の集団指導で一か月まとめて作成するのではなく、毎日の利用状況を記載するようにとの説明があった。当事業所のご利用者は毎日印鑑を持参していないため、以前のように手書き、自筆サインの形式に戻してもよいか。</p>	<p>サービス提供実績記録票における確認印等については、厚生労働省発出の事務処理要領によれば、「事業者はサービス利用者に対し、原則としてサービス提供の都度、実績記録票の記載内容を提示し、確認並びに自署又は押印を求める。」となっております。 従って、サービス提供実績記録票については、「当市独自様式のサービス提供実績記録票」を用いて、サービス提供日毎に、確認印等(自署を含む)で確認を得る必要があります。</p>